

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 メールマガジンをお送りいたします。

2013年9月号

\*.☆

## 【目次】

▼室長の現場レポート（第5回目 前編）銀座第三室 室長 武澤 健太郎

▼大槻事務所だより 9月号

[http://www.otuki.org/p\\_otsukidayori/pdf/vol54.pdf](http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol54.pdf)

[http://www.otuki.org/p\\_otsukidayori/pdf/vol54\\_2.pdf](http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol54_2.pdf)

▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第13回目）西嶋 孝志編

▼社労士Q&A

▼「メンタルヘルス疾患対応型 休職規程」販売のおしらせ

---

▼室長の現場レポート（第5回目 前編）

9月に入り、暑さのピークも少しは過ぎた気が致しますが、社労士の中央統括支部の野球部に所属する私にとっては、東京都社会保険労務士会の野球大会がある9月が最も『HOT』な時期でもあります・・・。

さて、今年も労働・社会保険に関連する法律がさまざま改正されておりますが、その中でも、人事・労務担当者の皆様にとって、最も『HOT』なお悩みといえば、やはり、今年4月に改正施行された「改正労働契約法」ではないでしょうか。

定期訪問でお伺いした際や日常のご相談でも「改正労働契約法」のご相談は数多く頂いており、特に、7、8月に入ってからは、「他社さんはどのような対応をされていますか」、「契約期間の上限を5年としたいが、具体的対応方法を教えて欲しい」、「無期転換後の契約社員に適用させる就業規則は、いつ頃作るべきか」など法改正の内容というよりかは、具体的な対応や他社の動向に関するご相談を頂く機会が増えてきました。

おそらく、労働契約法と同時期に改正施行された「高年齢者雇用安定法」の対応もある程度落ち着き、早いクライアントでは、先送りしていた「改正労働契約法」の対応について、ご検討を始めた頃ではないかと思えます。

そこで、今回は「改正労働契約法」について、他社の動向等も交えて話していきたいと思いますが、まずは、今回改正された3つのルールから説明致します。

## 「改正労働契約法」の概要 ～新たに規定された3つのルール～

- 1) 期間の定めがある契約（有期労働契約）が反復更新され、通算5年を超えたときは、労働者の申し出により、期間の定めのない契約（無期労働契約）に転換できる仕組みが導入された（労働契約法18条）
- 2) 最高裁判例で確立されていた有期労働契約についての「雇い止め法理」が法定化された（労働契約法19条）
- 3) 有期労働契約を理由とした不合理な労働条件の格差が禁止された（労働契約法20条）

この中で、実務的に最も影響があるのは、何と言っても1)の「無期労働契約への転換」でしょう。

なぜなら、今まで、有期労働契約について、締結できる回数や雇用期間を制限するルールが存在しなかったために、会社は契約社員の雇用期間を意識することなく運用してきたからです。現に、雇用期間が数十年にもなるようなベテラン契約社員を抱え込んでいるクライアントも多数いらっしゃいました。

今後、契約社員を自社でどのように位置づけ、活用していくか、契約社員を多数雇用しているクライアントやベテラン契約社員を雇用されているクライアントは、早めに自社の方向性を検討した方がよさそうです。

次に、1)の「無期労働契約への転換」に限定して、概要の詳細と具体的な方向性を検討するうえでのポイントについて話していきたいと思います。

### （1）無期労働契約に転換できる場合とは

無期労働契約に転換できるのは、有期労働契約が通算して、5年を超えたとき（他社の期間は通算されない）に、労働者が申し出た場合です。しかも、法律上「みなす」となっているため、労働者が申し出れば、会社の承諾無しに、自動的に無期労働契約に転換できることになります。

ただし、契約と契約の間に6か月以上（1年契約の場合）のクーリング期間を置けば、その前の期間は通算されないことになっています。

なお、人事・労務担当者様から「すでに、5年を超えている契約社員から、今申し出があったらどうすればよいか」というご質問を受けることがありますが、あくまでも、法施行日以降を契約の初日とする契約からカウントされ、それ以前の契約については、すべてリセットされるため、実際に労働者から申し出があるのは、H30年4月1日以降（1年契約の場合）になります。

## (2) 無期転換後の労働条件はどうなるのか

無期転換後の労働条件は、「別段の定めがない限り、従前と同一の労働条件」になります。

したがって、契約期間が有期から無期になるだけであって、無期転換後の労働時間、賃金その他の労働条件について、特に定めがなければ、直前の有期労働契約時と同じになるわけです。つまり、直前の契約において時給・社会保険非加入者であれば、無期転換後も時給・社会保険非加入者でもよいということです。

稀に、無期転換後は、正社員になると勘違いされている人事・労務担当者様もおられますので、この点にご注意下さい。

次号では(3)方向性を検討するにあたってのポイントについてお話をさせていただきます。

次回へつづく

銀座第三室 室長 武澤 健太郎

---

### ▼大槻事務所だより

9月号の特集は「適用の対象は？」労災保険編です！

[http://www.otuki.org/p\\_otsukidayori/pdf/vol54.pdf](http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol54.pdf)

[http://www.otuki.org/p\\_otsukidayori/pdf/vol54\\_2.pdf](http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol54_2.pdf)

---

### ▼大槻事務所スタッフのおすすめの○○ (第13回目) 西嶋 孝志 編

「ブー」と本ベルが鳴り、同時に開演時間が間もないので、着席を促すアナウンスが流れた。薄暗い舞台袖では、今日の演奏会のお客さんの入りが気になるのか、舞台袖から客席をコソコソ見ている人がチラホラいるので、自分も習って、客席を眺めてみた。すると、あまり席が埋まっていない！「良かった。これなら、気楽に弾けるなあ。」と冷静を装っているのだけど、バイオリンを握る手に汗をかいて、どこか緊張している自分に言いきかえて、開演時間を待っている...

私がおすすめするのは、「オーケストラ」です。

私の特技は、バイオリンを弾くことです。

バイオリンとは、子供のころからの付き合いになりますが、大学卒業後、社会人になってから結婚するまで、アマチュアのオーケストラに所属し、演奏活動に明け暮れていました。(最近は育児に忙しく、少し遠ざかっていますが...)

オーケストラとは、バイオリンなどの弦楽器、フルートなどの木管楽器、トランペットなどの金管楽器、太鼓などの打楽器から編成される50人から最大100人前後の楽団のことで、クラシック音楽を主に演奏します。

演奏する側からのオーケストラのおすすめは

## 1、達成感を感じることができること。

オーケストラは、演奏者が50人から100人の集団ですが、一つの楽器のようなものです。

目立つ花形のメロディーを担当する楽器もあれば、全く目立たない縁の下の力持ち的な楽器もあります。目立たないパートだといくら音を出してもメロディーに埋もれてしまい残念な思いをしますが、目立たないパートの支えがあるからこそ、メロディーが映える。目立たないパートもなくてはならないものなのです。また、目立たないパートは、演奏技量的に簡単で、目の前の楽譜に集中してメロディーを弾かなくても良いので、他のパートが何をやっているかなど、視野を広く持てる特典もありますが、事務的に考えると、一見雑用的な仕事と思われる業務でも、もやらなくても良いわけではなく、全体の業務達成のために、必ず意味があるということでしょうか。

こうやっている、非常な達成感、一体感を得られ、演奏会後の打ち上げのビールが美味しいです。

## 2、 いろんな年齢、職業の人と知り合いになれること。

身近に参加できるアマチュアオーケストラは、平日は仕事をして休日に練習のために集まります。

よって老若男女問わず、いろんな人が集まります。例えば、学生、警察官、公務員、お医者さん、教師、主婦などなど、普段ではなかなか話をする事ができない様々な職業の人とオーケストラを通じて交流を持つことができます。練習や、演奏会後の食事会、打ち上げも楽しみの一つです。

次にオーケストラを鑑賞する側からのおすすめの曲目を紹介します。

### 1.ベートーベン作曲 交響曲第5番 ハ短調 運命

皆さまお馴染みの「ジャジャジャジャー」の運命です。この曲は、私が大学1年生の時の定期演奏会での曲目でいわばオーケストラデビューの曲目です。

曲の冒頭、ジャジャジャジャーとオーケストラ全員が一斉に、最大音量で演奏しますが、その後、いろんな場所で、楽器などを変えてジャジャジャジャーが顔を出すところが聞きどころです。

### 2.ショスタコービッチ 祝典序曲

トランペットのファンファーレから始まる曲で、個人的には、金管楽器の大音量に負けてなるものかと、肩に力が入って弾いた思い出がある曲です。

この曲、最後に仕掛けがあり、金管楽器の別動隊がファンファーレを演奏します。私が参加した演奏会で別動隊が二階席に陣取って演奏しましたが、天から音が降ってきて、非常に感動した事を覚えています。

### 3.ブラームス 交響曲第3番 ヘ長調 作品90

この曲は、第3楽章のテーマが映画にも使われた憂いを含んだ甘い旋律が有名です。有名な旋律を弾こうと意気込んだのですが、担当したパート(第2バイオリン)が、裏方的なパートで、一度も旋律が割り振られていない...

始めは旋律が弾けないので残念でしたが、練習を進めていくうちに、裏方でも曲の深みを知ることができ、逆に良かったと思った思い出があります。

芸術の秋にオーケストラの演奏会に足を運ばれては、いかがでしょうか。

<西嶋 孝志 (にしじま たかし) プロフィール >

2002年9月入所 日本橋分室所属 埼玉県出身

---

#### ▼社労士Q&A

Q. 老齢基礎年金は65歳になるまで受けることはできないのでしょうか

A. 老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、本人の請求により60歳から65歳になるまでの間でも繰上げて受けることができます。

しかし、繰上げ支給の請求をした場合の年金額は、本来の65歳から受ける年金額から請求をした年齢に応じて減額され、その減額は一生続きます。その他にもいくつか注意すべき点がありますので十分確認した上で請求するようにしてください。

大槻事務所 年金プロジェクト

---

#### ▼「メンタルヘルス疾患対応型 休職規程」販売のおしらせ

弁護士・産業医と協力して休職規程と社内書式集を作りました！！

メルマガ登録いただいているお客様へ先着割引のお知らせです！！

こんなお悩みをお抱えの会社様にお勧めします！！



夏バテはこれからやってくると耳にしました。皆様季節の変わり目です。体調にどうぞお気をつけてください。武澤室長と西嶋リーダーはこちら↓

<http://blog.livedoor.jp/otsukiorg/archives/2013-08-30.html>

編集 発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 加藤 悦子

問い合わせ：このメルマガEメールアドレスは送信専用です。お問い合わせは下記のURLにてお手続きをお願いいたします。↓↓

[https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form\\_otsuki/index.php?act=form\\_contactus](https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otsuki/index.php?act=form_contactus)

Webサイト：<http://www.otuki.org/>